

ボランティア行事用保険

福祉活動などの様々な行事における事故を補償

(<http://www.fukushihoken.co.jp>)

●各プランの補償金額を
アップしました!!

●A1およびBプランの
保険料(掛金)を引き下げました!!



社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**

〔本制度の契約形態〕

本制度は、ボランティア行事を実施する主催者ならびにその行事の参加者を被保険者として全国社会福祉協議会が一括して保険会社と締結する契約です。

ご注意 本制度の取扱いは、社会福祉協議会で行っていますが、市区町村社会福祉協議会によっては、会員等を対象とした独自の制度や自治体が運営する制度をお勧めすることがありますので、ご承知おきください。(詳しくは最寄りの市区町村社会福祉協議会へお問合せ)

加入申込者

社会福祉協議会の構成員・会員および社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体や社会福祉協議会

※団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他左記に類する団体です。

被保険者（補償の対象となる方）

傷害補償…行事参加者（主催者を含む）

賠償補償…行事主催者

※参加者の実習を伴う行事の場合、行事参加者個人の実習中の賠償責任も補償します。

対象となる行事

地域福祉活動の一環として日本国内で行うボランティアに関する行事

- (注) 1. 行政が主催する行事については、社会福祉協議会が共催・後援などの関連がないと対象になりません。
2. 学校からの加入申込みの場合、学校管理下(クラブ活動・課外指導中などを含む)にある行事は対象になりません。
3. 不特定多数の参加者が見込まれるために参加者か否かを特定できない行事は加入できません。

例) パレードにおいて道中で観覧する不特定の方々を対象とするような場合

ただし、パレードのスタッフ、参加者など特定できる方を対象とする場合は、この限りではありません。

補償内容・補償金額

Aプラン・Bプランとも

保険金の種類		補 償 内 容	補償金額	
傷害 補償 (注1)	本人 死亡保険金	偶然的な事故によってケガをされ、そのケガのため事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。(注2)	500万円	
	本人 後遺障害 保険金	偶然的な事故によってケガをされ、そのケガのため事故の日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて後遺障害保険金額の3~100%をお支払いします。(注2)	500万円 (限度額)	
	本人 入院保険 金額	偶然的な事故によってケガをされ、そのケガのため入院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	3,500円	
	本人 手術保険 金額	偶然的な事故によってケガをされ、その入院保険金をお支払いする場合で、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けられたとき、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍・20倍または40倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。		
	本人 通院保険 金額	偶然的な事故によってケガをされ、そのケガのため医師の治療を受けた場合、平常の生活または業務ができる程度に治った日までの通院日数(往診日数を含みます。)に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。	2,200円	
賠償 補償	対人 事故	1名・1事故	第三者の身体に損害を与え、法律上の賠償責任を負ったとき保険金をお支払いします。(注3)	2億円 (限度額)
	対物 事故	1事故	第三者の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負ったとき保険金をお支払いします。(注3)	1,000万円 (限度額)

◎ 行事開催地への往復途上の事故も補償の対象となります。

(注1) 傷害事故の保険金は、健康保険・労災保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。

(注2) 死亡保険金および後遺障害保険金のお支払いは合計して、補償期間を通じて死亡保険金額を限度とします。

(注3) 免責金額(自己負担)はありません。

保険料(掛金)

Aプラン(宿泊を伴わない行事)、Bプラン(宿泊を伴う行事)の2プランがあります。

	Aプラン (宿泊を伴わない行事)		Bプラン (宿泊を伴う行事)	
	区分	1日あたり 最低保険料	1泊あたり	1泊あたり
1名につき	A1	2,800円 (最低保険料 560円)	1泊2日	1,920円
			2泊3日	2,360円
	A2	1,260円 (最低保険料 2,520円)	3泊4日	2,410円
			4泊5日	2,860円
			5泊6日	2,910円
			6泊7日	2,960円
			7泊8日	4,100円
			8泊9日	4,150円

※Aプランにおける一行事の最低加入人数は20名です。したがって、一行事の最低保険料は、A1区分の場合560円、A2区分の場合2,520円となります。

※Aプランにおける区分は、開催する行事の内容によって異なりますので右上の行事区分表をご参照下さい。

※Bプランの行事で上記以外の日程については、別途お問い合わせ下さい。

※参加者の実習を伴う行事についても上記Aプラン、Bプランにて補償されます。

行事区分表

地域福祉活動の一環として行われる行事が対象です。

	行事区分	行事の例
Aプラン (宿泊を伴わない行事)	A 1	各種講習会、各種研修会、会議、会合、施設見学会、食事会、ハイキング、空缶拾い、いちご狩り、遠足、お花見会、オリエンテーリング(徒歩によるもの)、河川清掃、草むしり、テニス、街頭募金、ゲートボール、コンサート、山菜取り、潮干狩り、自然観察、海岸清掃、水泳、ソフトボール、炊き出し、田植え、ドッジボール、ヘルパー活動、人形劇、花火大会、バーベキュー、バザー、バレーボール、ボウリング、盆踊り、豆まき大会、もちつき、雪かき、ラジオ体操、料理教室、老人スポーツ大会、サッカー教室、バス旅行 など
	A 2	アスレチック、駅伝、運動会、キャンプ、サイクリング、消火訓練、スケート、ツーリング、トライアスロン、軟式野球、ハンドボール、バスケットボール、避難訓練、防災訓練、祭り、マラソン、野球教室、トランポリン、ジョギング、聖火リレー、納涼船、競歩、陸上競技、体操競技、乗馬、剣道 など
Bプラン (宿泊を伴う行事)	行事の種類は問いません	

- ※A 1、A 2が混在する行事は、A 2でお申込み下さい。
- ※上記行事の例に記載のない行事等がございましたら取扱代理店または保険会社までお問い合わせ下さい。
- ※防犯・防火パトロールなどこの保険の対象とならない行事もありますのでご注意ください。
- ※Bプランは、行事の種類は問いません。

保険金をお支払いする主な例

〔傷害補償の事故〕

- ふれあい広場の会場で参加者が転んでケガをした。
- ハイキングで引率のボランティアや参加者がケガをした。
- 行事中に出た弁当が原因で食中毒（O-157）になった。
- 行事終了後の帰宅途中に交通事故に遭い参加者が死亡した。
- 行事参加者が熱中症になった。（Aプランのみ補償できます。）

〔賠償補償の事故〕

- 運動会会場の設営の不備で入場者にケガをさせてしまった。（対人事故）
- 行事開催中、火災が発生し誘導ミスで参加者を死亡させてしまった。（対人事故）
- キャンプで主催者の責任により食中毒が発生した。（対人事故）
- ヘルパー養成講習会の参加者が実習中、お年寄りにケガをさせた。（対人事故）
- 研修会で主催者がクロークで預かった参加者の持ち物を紛失してしまった。（対物事故）

お支払いする賠償保険金の種類

- ◎損害賠償金…被害者に対して支払う損害賠償金。賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。示談される際は、保険会社の承認が必要です。
- ◎損害防止軽減費用…事故が発生した場合に損害を防止または軽減するための費用のうち、保険会社が必要または有益であったと認めた費用。
- ◎協力費用…保険会社が損害賠償請求の解決にあたる場合に、保険会社の求めに応じて協力するために支出する費用。
- ◎初期対応費用…事故が発生した場合に、初期対応のために支出する費用（事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片付け費用等）。なお、当該費用の支出にあたっては、保険会社の承認が必要です。
- ◎争訟費用…賠償責任の解決のために支出する訴訟・仲裁・和解・調停費用、弁護士報酬等。なお、当該費用の支出にあたっては、保険会社の書面による同意が必要です。
- ◎争訟対応費用…賠償責任の解決のために支出する意見書または鑑定書作成のために必要な費用等。なお、当該費用の支出にあたっては、保険会社の書面による同意が必要です。

保険金をお支払いできない主な例

〔共通事項〕

- 保険の対象となる行事以外で発生した事故
- 地震・噴火・津波に起因する事故
- 日本国外における事故
- 加入者または保険金受取人の故意による事故
- 戦争・暴動・労働争議による事故
- 加入者本人の持ち物の事故 など

〔傷害補償に関する事項〕

- 急激・偶然・外来性のない事故
- 自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- 無資格運転、酒酔い運転をしている間の事故
- 脳疾患、疾病（心臓疾患を含む）、心神喪失による事故
- 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛などで、これらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見がないもの など

〔賠償補償に関する事項〕

- 自動車・船舶・航空機・銃器などに起因する事故
- 同居の親族に対する事故
- 専門職業および専門資格を有する職業人が行う施術に起因する事故 など

※自動車による事故は、加入者自身の傷害のみが対象となり、対人・対物事故等の賠償事故については対象となりません。（自動車保険での対象となります。）
 ※自動車とは、道路交通法ならびに道路運送車両法に定義されているものをいい、ブルドーザー・パワーショベル・コンボ・フォークリフト・クレーン車などを含まず。

加入申込手続き

「加入依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、行事開催日の前日までに保険料（掛金）を振込み、払込受付証明書を加入依頼書の3枚目に貼って最寄りの社会福祉協議会の担当窓口にお申込み下さい。
Bプラン（宿泊を伴う行事）の場合は、「参加者名簿」もご提出下さい。

加入手続き時の留意点

- Aプランは、一行事ごとの延べ参加人数でご加入下さい。（延べ参加人数＝1日の参加者数×行事開催日数）
一行事とは…
 - 同一主催者が行う同一行事が連続して2日間以上にわたる場合にはこれを一行事とします。
 - ホームヘルパー養成講習会は、その全課程を一行事とみなします。
ただし、実習日のみの加入は各日を一行事とみなします。
- Aプランは、行事の内容により保険料（掛金）が異なります。
開催する行事の内容を行事区分表に照らし合わせ、該当する区分にてご加入下さい。
行事区分でご不明な点がございましたら取扱代理店または保険会社までお問い合わせ下さい。
- Aプランにおける一行事の最低加入人数は20名ですのでご注意ください。したがって、一行事の最低保険料は、A1区分の場合560円、A2区分の場合2,520円となります。
- 行事中止・延期・延長・短縮・参加者数の増加減少の場合の手続き
上記変更があった場合は、直ちに加入申込手続きをされた社会福祉協議会までご連絡下さい。

事故が起きたら

ただちに、加入申込手続きを行った社会福祉協議会を通じて、事故日・事故場所・事故内容等を日本興亜損保までご連絡下さい。

※事故が発生してから30日以内にご連絡いただかない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

また、賠償事故の場合、示談に際して日本興亜損保の承認が必要ですので、必ず事前にご相談下さい。
日本興亜損保の承認なしに示談された場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

- このパンフレットは、保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、下記取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせ下さい。
- この保険契約は、普通傷害保険（Aプラン）・国内旅行傷害保険（Bプラン）・総合賠償責任保険（A・Bプラン）で構成されています。
- この保険契約は、下記の保険会社が共同で引受ける共同保険契約であり幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行っております。
引受保険会社は連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社が経営破綻した場合には、ご契約の際にお約束した保険金等が削減される場合がございます。
【引受保険会社】日本興亜損害保険株式会社 70% <幹事保険会社>
株式会社損害保険ジャパン 15%
東京海上日動火災保険株式会社 15%
- 「損害保険契約者保護機構」による契約者保護について
引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このうち引受保険会社が破綻した場合、傷害保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金や返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は全額が補償されます。【2007年12月現在】
*「損害保険契約者保護機構」の詳細につきましては、日本興亜損保までお問い合わせ下さい。

〒100-8980

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル



社会福祉
法人

全国社会福祉協議会

総務部

TEL 03-3581-7851

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763

引受損害保険会社

(幹事会社) 日本興亜損害保険株式会社

公務部 医療・福祉法人課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-11-2

TEL 03-3231-7545 FAX 03-3231-7780

株式会社損害保険ジャパン・東京海上日動火災保険株式会社